

島根県報

号外第一〇号
平成十五年二月二十一日
(金曜日)

規 則

島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十五年二月二十一日
島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第七号

島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部 (青少年家庭課) を改正する規則

目 次

規 則

公布された条例等のあらまし

◇島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則(規則第七号)

一 規則の概要

- 1 母子及び寡婦福祉法施行令の改正により、児童扶養資金が廃止され、特例児童扶養資金が創設されたことに伴い、規定の整備を行うこととした。(第十条・第十一条・第十四条の二・附則第二項・様式第一号・様式第二十三号の二関係)
 - 2 電算システムの仕様変更に伴い、様式の改正を行うこととした。(様式第十二号・様式第十七号関係)
 - 3 その他規定の整理(第四条・様式第一号の二・様式第十二号・様式第十五号関係)
- 二 施行期日
公布の日から施行し、附則第二項の規定は平成十四年八月一日から適用することとした。

様式第一号中

第十四条の二 令第七条第五項の規定により据置期間の延長を受けようとする者は、母子・寡婦福祉資金据置期間延長申請書(様式第二十三号の二)を知事に提出しなければならない。
第十六条の二を削る。

児童扶養手当の記号・番号	第 号	母子・寡婦世帯となつた理由及びその年月日	法律婚・事実婚 病死・交通事故死・その他死別・離婚・遺棄・未婚の母・生死不明・その他	年 月 日
--------------	-----	----------------------	---	-------

様式第17号 (第 8 条関係)

母子・寡婦福祉資金貸付台帳

事務所名 — 市町村名 —

資金区分	貸付番号	事務所コード
	資金種別	連番

作成

申請者	氏 名	生 年 月 日	償還者との続柄	住 所	郵便番号

償還者 (債権債務者登録データ)		生 年 月 日	住 所	郵便番号
氏 名 (漢字)	債権債務者コード			
氏 名 (カナ)		電 話 番 号		市 町 村

金融機関等	金 融 機 関 名	預金種別	口 座 番 号	名 義 人 氏 名	納入・振替区分

連帯借主又は未成年後見人		生 年 月 日	償還者との続柄	住 所	郵便番号
氏 名					
連帯・法定区分	職 業	電 話 番 号			

貸付項目		追給戻入
貸付決定年月日	貸付開始年月	追給戻入コード
	貸付終了年月	追給戻入年月
	貸付金額	追給戻入金額
	貸付月額	

保証人		氏 名		生 年 月 日	償還者との続柄	住 所	郵便番号
				職 業	電 話 番 号		

償還項目	償還開始年月	償還終了年月	償還回数	償還方法	年利	1 回当たりの償還 (円)	据置期間延長月数	猶予開始回数	猶予終了回数
						初回			
						2 回目以降			

償還免除コード	免除開始年月	免除終了年月	過年度分 口座振替	口座振替対象期間 開始年月	終了年月	口座振替期間 開始年月	終了年月

異動欄	

様式第23号の2 (第14条の2 関係)

年 月 日

資金の種別	資金
貸付番号	第 号

島根県知事 様

借主住所

氏名

印

保証人住所

氏名

印

母子・寡婦福祉資金据置期間延長申請書

次のとおり 福祉資金の据置期間を延長していただきますよう申請します。

貸付決定年月日 及び貸付番号	年 月 日 第 号
借 用 金 額	金 円
据置期間満了年月日	年 月 日
延 長 期 間	据置期間の最終日の翌日から 年 月まで
延長を必要とする理由	
その他必要事項	

様式第二十三号の次に次の様式を加える。

毎週火・金曜日発行

様式第二十五号の二を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、次項の規定は平成十四年八月一日から適用する。
- 2 この規則による改正後の島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則第三条、第四条、第六条から第八条まで、第十一条から第十九条まで及び第二十一条の規定は、児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成十四年政令第二百七号）附則第四条の規定による特例児童扶養資金の貸付け又は償還に準用する。

平成十五年二月二十一日印刷
平成十五年二月二十一日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町
松江市学園南
松島根県庁
松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円（送料共）